

2021年11月

プライベートアカウント（資産運用口座）のご契約者さまへ

三菱UFJ信託銀行株式会社

プライベートアカウントにかかる「資産運用口座投資一任契約書」
および「資産運用口座約款規定集」の改定について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびプライベートアカウントの「資産運用口座投資一任契約書」および「資産運用口座約款規定集」を改定することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本改定に際し、ご契約者さまに新たにお手続きいただくことはございません。

ご不明な点がございましたら、三菱UFJ信託銀行のお取引店までお気軽にお問合せください。

敬具

記

1. 改定対象および改定する条項

改定対象		改定する条項
資産運用口座投資一任契約書		第16条第3項
資産運用口座	特定口座に係る上場株式等保管委託約款	第13条
約款規定集	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	第6条

2. 改定日

2021年11月24日（水）

以上

新旧対照表

<「資産運用口座」投資一任契約書>

以下、「甲」は資産運用口座ご契約者さま、「乙」は三菱UFJ信託銀行を指します。

新	旧
<p>第 16 条（諸届・成年後見人等の届出等）</p> <p>1 （同右）</p> <p>2 （同右）</p> <p>3 前 2 項の届出前に生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。 <u>なお、本契約に基づき乙から甲へ発する書面は、甲の乙に対する直近の届出住所に発することにより、通常到達すべきときに到達したものととして取扱います。甲又はその相続人又は甲の成年後見人等から乙に対して前 2 項に基づく届出がなかった場合にも当該通知の効力は妨げられません。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 16 条（諸届・成年後見人等の届出等）</p> <p>1 甲又はその相続人は、次の場合、ただちに乙に届出るとともに、乙所定の手続きをとるものとします。</p> <p>（1） 甲について、氏名・住所・通知先又はお届出印鑑の変更があったとき</p> <p>（2） 甲が死亡したとき</p> <p>（3） 本契約書又はお届出印鑑を喪失したとき</p> <p>（4） その他本契約に影響を及ぼすような重要な事項について変更があったとき</p> <p>2 甲、甲の後見人・保佐人・補助人又は甲の任意後見人（以下、成年後見人等という。）は、後見等に関する届出について以下の各号の規定に従うものとします。</p> <p>（1） 甲または甲の成年後見人等について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに法定後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出るものとします。</p> <p>（2） 甲または甲の成年後見人等について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出るものとします。</p> <p>（3） 甲または甲の成年後見人等についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 号と同様に届出るものとします。</p> <p>（4） 前 3 号の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。</p> <p>3 前 2 項の届出前に生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対照表

<資産運用口座約款規定集>

新	旧
<p>特定口座に係る上場株式等保管委託約款 第13条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～②（同右）</p> <p>③ <u>前各号に定める場合の他、投資一任契約の期間満了・解除に伴い、全ての投資一任財産を返還する場合</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2021年11月24日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>特定口座に係る上場株式等保管委託約款 第13条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>(新設)</p> <p>附則 この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 第6条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③（同右）</p> <p>④ <u>前各号に定める場合の他、投資一任契約の期間満了・解除に伴い、全ての投資一任財産を返還する場合</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2021年11月24日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 第6条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>(新設)</p> <p>附則 この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>